

蓄電池設備等基準の改正概要（令和6年1月1日施行）

1. 蓄電池設備とは

主に業務用の非常電源等として設置される設備で、工場、ビル及び通信基地局等に設置されています。現行の条例の規定では、主に開放形の鉛蓄電池を想定した内容となっていますが、近年では密閉形の鉛蓄電池・ニッケル蓄電池・リチウムイオン蓄電池等の蓄電池設備が普及しています。

規制対象

蓄電池設備となるもの



蓄電池設備とならないもの （電気自動車や電子機器のバッテリー）



蓄電池の種別

現行の想定

鉛蓄電池

開放形（補水が必要）



電解液が不燃性
（希硫酸）

鉛蓄電池

密閉形（補水が不要）



電解液が不燃性
（希硫酸）

ニッケル水素蓄電池



電解液が不燃性
（アルカリ性水溶液）

リチウムイオン蓄電池



・電解液が可燃性
（多くが第4類第2石油類）
・安全への配慮等が必要

2. 改正内容

（1）規制する蓄電池設備の見直し【条例第13条第1項】

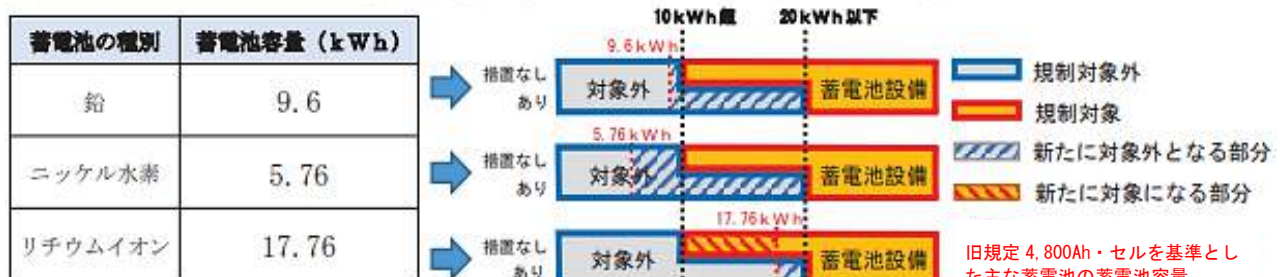
規制する単位を「定格容量と電槽数の積の合計（Ah・セル）」から「蓄電池容量（kWh）」に変更します。

現行	改正後
定格容量と電槽数の積の合計 4,800Ah・セル以上のもの	蓄電池容量10kWhを超えるもの*1（10kWhを超え20kWh以下で出火防止措置が講じられた蓄電池設備*2を除く。）

※1 鉛蓄電池の基準値（4800Ah・セル）を蓄電池容量（kWh）に換算すると9.6kWhとなる。一定の安全性を求める値として「10kWh」とします。

※2 令和5年5月31日消防庁告示第7号 第2に定めるもの
・「JIS C 8715-2」又は「JIS C 63115-2」
・これらと同等以上の出火防止措置が講じられたもの

【4,800Ah・セル相当の蓄電池容量】 【改正後の規制の対象のイメージ】



(2) 転倒防止措置等の見直し【条例第 13 条第 1 項】

開放形鉛蓄電池を想定し転倒時の安全措置を規定していましたが、各種蓄電池設備の共通措置と開放形鉛蓄電池のみに求められる措置を明確化するため、次のとおりとします。

- ア 蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂し又は破損しない構造とすること。
イ 開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、耐酸性の床等上に設けること。

(3) 雨水等の侵入防止措置の見直し【条例第 13 条第 4 項（条例第 11 条の 2 第 1 項第 4 号）】

屋外に設ける蓄電池設備は、キュービクル式^{※1}のものと限定していましたが、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体^{※2}に収められたものでもよいこととします。

キュービクル式のもの



キュービクル



筐体に収められたもの



筐体

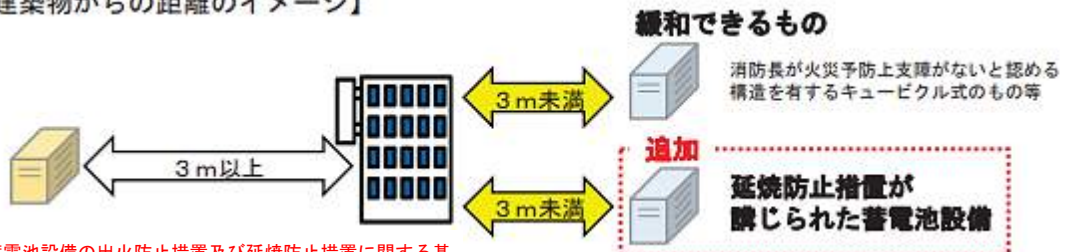
※ 1 鋼板で造られた外箱に収納されている方式

※ 2 材質に指定のない外箱

(4) 建物からの隔離距離の見直しについて【条例第 13 条第 3 項】

屋外に設ける蓄電池設備は、延焼防止対策として、建築物から 3 メートル以上の距離を保つ必要がありますが、緩和措置として「延焼防止措置が講じられた蓄電池設備[※]」を追加することとします。

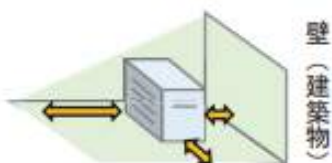
【建築物からの距離のイメージ】



※「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」第 3 に定めるもの
出火防止措置が講じられたもので、かつ、
・ JIS C 4411-1、JIS C 4412 又は JIS C 4441
・ これらと同等以上の延焼防止措置が講じられたもの

(5) 換気、点検及び整備に支障のない距離について【条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2^{※1}】

建築物等の換気等に支障のない距離について、キュービクル式のものに限定し、距離を保つよう規定していましたが、基本的な安全対策を目的としているため、全ての蓄電池設備等^{※2}にこの距離を保つこととします。



※ 1 条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、条例第 11 条第 3 項、条例第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに条例第 13 条第 4 項で準用する場合を含む。

※ 2 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備をいう。

(6) 届出に関する事項【条例第 44 条第 1 項第 13 号】

蓄電池容量が 20 キロワット時を超える蓄電池設備は、あらかじめ設置の届出が必要です。

問い合わせ

紀勢地区広域消防組合消防本部予防課

電話番号：0598-82-3613（直）